

報 告 第 6 号

平成25年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について

平成25年度富士見市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

平成26年6月3日提出

富士見市長 星 野 信 吾

# 平成25年度 富士見市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	企業債
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道 建設事業費	426,700,000	320,693,625	40,721,000	31,900,000
		特定環境保全 公共下水道 建設事業費	212,300,000	61,750,500	150,499,000	142,700,000

# 事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国庫補助金	受益者負担金	損益勘定留保資金			
7,200,000	0	1,621,000	65,285,375	0	<p>(1)公共下水道実施設計業務委託(その7) 谷ツ合土地区画整理事業の道路計画と整合を図り管渠計画を策定する必要があることから、施行者との協議に不測の日数を要したことに伴う工期延長(5月9日まで70日間の工期延長)</p> <p>(2)公共下水道実施設計業務委託(その10) 管渠計画に大きく影響を与える上流部の国道横断占用協議に不測の日数を要したことに伴う繰越(9月30日まで)</p> <p>(3)新河岸第12-2污水管渠築造工事(第1工区) 制限付き一般競争入札の2度の中止により、不測の日数を要したことに伴い、未契約で繰り越すもの(6月13日まで)</p> <p>(4)柳瀬第9污水管渠築造工事(第11工区) 国の2月補正の交付金事業として、未契約で繰り越すもの(6月30日まで)</p> <p>(5)柳瀬第9污水管渠築造工事(第12工区) 国の2月補正の交付金事業として、未契約で繰り越すもの(交付金の減額により市単独費で発注)(6月30日まで)</p>
0	0	7,799,000	50,500	0	<p>(1)新河岸第13污水管渠築造工事(第1工区) 制限付き一般競争入札の2度の中止により、不測の日数を要したことに伴い、未契約で繰り越すもの(6月30日まで)</p> <p>(2)新河岸第14污水管渠築造工事(第2工区) 本工区の下流接続管渠の完成が遅れたことから工事着手までに時間を要したこと、天候不良による不稼働日など不測の日数を要したことに伴う工期延長(5月30日まで77日間の工期延長)</p> <p>(3)新河岸第14污水管渠築造工事(第3工区) 工事区間沿道の営業用大型車両の出入り配慮や日程調整に時間を要したこと、天候不良による不稼働日など不測の日数を要したことに伴う工期延長(5月30日まで77日間の工期延長)</p>